毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　　編集　大野印刷㈱　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

平成二十八年
第二七六八号
四月五日
（火曜日）

目次

告示
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……一
臨時種畜検査の実施……三
公有水面埋立工事のしゅん功認可……三
建築基準法による水平距離の指定……四
公告
一般競争入札の実施……六
土地改良区の役員の就任……七

○告示

大分県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

日田ショッピングバザール

日田市南元町一番地一号

2　届出者の氏名又は名称及び住所

イオンストア九州株式会社

代表取締役　佐　方　圭　二

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

有限会社紅屋

代表取締役　加　藤　崇　之

日田市元町十九番十一号

3　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前　株式会社ダイエー

代表取締役　桑　原　道　夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

セガミメディクス株式会社

代表取締役　瀬　上　　修

大阪府大阪市中央区南船場二丁目七番三十号

変更後　イオンストア九州株式会社

代表取締役　佐　方　圭　二

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

有限会社紅屋

代表取締役　加　藤　崇　之

日田市元町十九番十一号

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役　石　橋　一　郎

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号イノテックビル

株式会社未来屋書店

代表取締役　羽　牟　秀　幸

千葉県千葉市美浜区中瀬一番六ＮＴＴ幕張ビル七階

株式会社ロベリア

代表取締役　柳　田　文　子

東京都江東区越中島二丁目一番三十八号

4　変更の年月日

平成二十七年九月一日

二　届出年月日

平成二十八年三月七日

三　関係書類の縦覧

1　縦覧期間

平成二十八年四月五日から同年八月五日まで

2　縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四　その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年八月五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

日田ショッピングバザール

日田市南元町一番地一号

2　届出者の氏名又は名称及び住所

イオンストア九州株式会社

代表取締役　佐　方　圭　二

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

有限会社紅屋

代表取締役　加　藤　崇　之

日田市元町十九番十一号

3　変更しようとする事項

㈠　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の位置及び収容台数

変更前　第一駐車場　A棟西側　六十八台

第二駐車場　建物敷地南側　八十台

第三駐車場　建物敷地東側　三十三台

屋上駐車場　A棟屋上部　七十八台

合計　二百五十九台

変更後　第一駐車場　A棟西側　七十台

第二駐車場　建物敷地南側　八十台

第三駐車場　建物敷地東側　三十二台

屋上駐車場　A棟屋上部　七十七台

合計　二百五十九台

(2)　駐輪場の位置及び収容台数

変更前　第一駐輪場　A棟北側　三十八台

第二駐輪場　A棟西側　四十台

第三駐輪場　A棟東側　七台

合計　八十五台

変更後　第一駐輪場　A棟北側　三十台

第二駐輪場　A棟西側　三十三台

第三駐輪場　A棟東側　七台

合計　七十台

(3)　荷さばき施設の位置及び面積

変更前　A棟東側　五十七・七二平方メートル

A棟東側　二百十九・二八平方メートル

B棟北側　五十平方メートル

B棟西側　三十七・五二平方メートル

合計　三百六十四・五二平方メートル

変更後　荷さばき施設No.一　A棟東側　五十七・七二平方メートル

荷さばき施設No.二　B棟北側　五十平方メートル

合計　百七・七二平方メートル

(4)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前　廃棄物等保管施設No.一　A棟南側　一九・五九立方メートル

廃棄物等保管施設No.二　A棟南側　一九・一九立方メートル

廃棄物等保管施設No.三　B棟西側　六・一二立方メートル

合計　四十四・九立方メートル

変更後　廃棄物等保管施設No.一　A棟南側　二十・〇二立方メートル
廃棄物等保管施設No.二　A棟南側　一九・五六立方メートル
廃棄物等保管施設No.三　B棟北側　六・一二立方メートル
合計　四十五・七立方メートル

4　変更する年月日
平成二十八年十一月八日

二　届出年月日
平成二十八年三月七日

三　関係書類の縦覧
1　縦覧期間
平成二十八年四月五日から同年八月五日まで
2　縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四　その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年八月五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

平成二十八年四月五日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

検査期日	検査場所	家畜の種類
平成二十八年四月二十六日	竹田市久住町	牛

大分県告示第二百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成二十八年四月五日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　しゅん功認可の年月日
平成二十八年三月十五日

二　しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番一号
大分県
代表者　大分県知事　広　瀬　勝　貞

三　埋立ての区域
1　位置
埋立区域①
大分市大字白木字秋ノ江三四三番地六四の南側及び三四三番地六三の地先の公有水面
埋立区域②
大分市大字白木字秋ノ江五七三番地一〇及び五七三番地一四に接する漁港道路並びに五七三番地一一の地先の公有水面
埋立区域③
大分市大字白木字秋ノ江五七三番地一一、五七三番地一六、五七三番地一二及び五七四番地四の地先の公有水面
2　区域
埋立区域①
次の各地点のうちA9、A10、A1、A2の地点を順次に結んだ線及びA2の地点とA9の地点を結ぶ平成二十四年度の春分秋分の満潮位（D・Lプラス二・一一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
A1点　大分市大字佐賀関蔦島にある国土地理院蘿洲三等三角点（北緯三三度一四分一五秒一一三四、東経一三一度五三分三九秒七三三〇（以下、「基点」という。））から二八九度四五分二四秒一、八一四・七七メートルの地点
A2点　A1点から二四四度〇五分五四秒八・八八メートルの地点
A3点　A2点から二一一度三七分五六秒三・二一メートルの地点
A4点　A3点から二〇四度一二分四六秒一・五八メートルの地点
A5点　A4点から一八二度一一分三六秒四・五二メートルの地点

A6点　A5点から九〇度四九分四九秒二・五五メートルの地点
A7点　A6点から一八二度〇六分五三秒二・七一メートルの地点
A8点　A7点から二三五度〇二分五〇秒二四・三三メートルの地点
A9点　A8点から一四五度〇〇分二二秒二・五二メートルの地点
A10点　A9点から五五度〇〇分二六秒三二・一二メートルの地点

埋立区域②

次の各地点のうちB9、B10、B11、B1の地点を順次に結んだ線及びB9の地点とB1の地点を結ぶ平成二十四年度の春分秋分の満潮位（D・Lプラス二・一一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

B1点　基点から二八七度二九分四六秒一、七九三・一二メートルの地点
B2点　B1点から一五五度二七分四九秒九・七〇メートルの地点
B3点　B2点から六〇度三三分四八秒二四・七二メートルの地点
B4点　B3点から一五一度一三分三七秒三・九九メートルの地点
B5点　B4点から六九度三一分三〇秒七・九三メートルの地点
B7点　B5点から六六度三九分三五秒一・八六メートルの地点
B8点　B7点から一〇度二九分一六秒五・七一メートルの地点
B9点　B8点から一九度五一分一四秒六・六三メートルの地点
B10点　B9点から二四九度三一分〇一秒三五・三三メートルの地点
B11点　B10点から二四八度一七分四八秒四・四五メートルの地点

埋立区域③

次の各地点のうちC8の地点からC22の地点及びC1の地点を順次に結んだ線及びC1の地点とC8の地点を結ぶ平成二十四年度の春分秋分の満潮位（D・Lプラス二・一一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

C1点　基点から二八八度二九分三五秒一、七五四・六九メートルの地点
C2点　C1点から一七二度四九分四二秒四・五七メートルの地点
C3点　C2点から八一度〇〇分五三秒一五・二五メートルの地点
C4点　C3点から三五三度五一分四八秒七・六八メートルの地点
C5点　C4点から八五度一三分三一秒五・六〇メートルの地点
C6点　C5点から一七四度四一分三二秒一〇・四八メートルの地点
C7点　C6点から一二六度五三分二三秒一六・二七メートルの地点
C8点　C7点から四〇度四四分三一秒六・八五メートルの地点
C9点　C8点から一五六度一一分〇七秒六・四二メートルの地点
C10点　C9点から四二度三二分〇八秒〇・九九メートルの地点
C11点　C10点から六七度三六分四〇秒九・五一メートルの地点
C12点　C11点から三三六度四〇分四〇秒六・五一メートルの地点
C13点　C12点から六七度三七分五一秒〇・二八メートルの地点
C14点　C13点から三二七度四〇分三七秒三・八八メートルの地点
C15点　C14点から三一八度三〇分三四秒三・八九メートルの地点
C16点　C15点から三〇九度一七分二二秒三・八九メートルの地点
C17点　C16点から三〇〇度〇六分一〇秒三・八九メートルの地点
C18点　C17点から二九〇度五四分三九秒三・九〇メートルの地点
C19点　C18点から二八一度四一分三八秒三・八九メートルの地点
C20点　C19点から二七二度三一分〇一秒三・八九メートルの地点
C21点　C20点から二六三度一九分〇一秒三・八九メートルの地点
C22点　C21点から二五四度〇六分四〇秒三・八九メートルの地点

3　面積

埋立区域①
一八二・五五平方メートル
埋立区域②
三三四・二五平方メートル
埋立区域③
五五八・二二平方メートル
合計
一、〇七五・〇二平方メートル

四　埋立の免許の年月日及び番号
平成二十五年四月九日　指令漁整第二号

五　閲覧の場所
大分市役所

大分県告示第二百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第三項の規定により、次のように道路の中心線からの水平距離を指定した。

平成二十八年四月五日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

指定番号	指定位置	指定年月日	水平距離	道路の延長
臼杵―〇〇一	臼杵市大字二王座一三一番二及び一三一番三、大字臼杵二五三番二及び二〇六番七並びに大字臼杵二八二番三、二八二番四、二八三番三及び二八三番一の各筆の地先	平二八・四・五	一・三五～一・七二五 メートル	八三・九一 メートル
臼杵―〇〇二	臼杵市大字臼杵二五三番二、二〇六番七及び二五〇番三並びに大字二王座一七四番四、一五三番四及び一六〇番二	平二八・四・五	一・三五～一・七一五	七〇・七六
臼杵―〇〇三	臼杵市大字二王座一三一番二、一七四番四、一五三番四、一四三番五及び一四三番三	平二八・四・五	一・三五～二・〇〇	六五・三三
臼杵―〇〇四	臼杵市大字二王座一七四番四、一四三番五、一四三番三、一三六番二、一七八番四、一四三番四、二八四番二、二九二番三、二一二番五及び二一二番六	平二八・四・五	一・三五～一・九二五	一一九・〇九
臼杵―〇〇五	臼杵市大字二王座一四八番三	平二八・四・五	一・六〇～二・〇〇	二〇・二四
臼杵―〇〇六	臼杵市大字二王座一四八番三	平二八・四・五	一・三五～一・七二五	二三・三四
臼杵―〇〇七	臼杵市大字二王座一七八番四、二一二番五及び二一二番六	平二八・四・五	一・三五～二・〇〇	五三・三二
臼杵―〇〇八	臼杵市大字二王座一五〇番五、一七三番五、一六二番二、一七〇番二、一六三番四、一五〇番三、一四九番三及び一四八番三	平二八・四・五	一・三五～一・七五	一七二・二四
臼杵―〇〇九	臼杵市大字二王座一八六番五、一七四番六、一八六番四、一七七番三及び一七八番四	平二八・四・五	一・三七～二・〇〇	一四〇・五三
臼杵―〇一〇	臼杵市大字二王座二〇四番四、二一二番六、一七八番四、一八〇番二、二〇八番二及び二〇九番五	平二八・四・五	一・三五～一・九三五	七三・七九
臼杵―〇一一	臼杵市大字臼杵一九二番一〇、一八八番一九、一八八番二〇、一七五番一〇及び一七六番六並びに大字二王座一九四番三、一九四番五及び一九四番四	平二八・四・五	一・三五～二・〇〇	一八六・一五
臼杵―〇一二	臼杵市大字海添九番一、九番二、九番四、一〇番一、一〇番四、一三番、一四番一、三七番二、三八番一、三八番、三九番一、三九番二、四〇番一及び四〇番二各筆の地先	平二八・四・五	一・六四～一・七九	一四三・〇八

○公　告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十八年四月五日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　競争入札に付する事項

1　委託業務名　大分県旅券作成等業務委託

2　委託業務の内容　大分県旅券作成等業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3　委託期間　平成二十八年七月四日から平成二十九年三月三十一日まで

4　履行場所　仕様書のとおり

二　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2　大分県内に本社又は支社等を有していること。

3　大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）に定める入札参加資格を取得している者であること。

4　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。

5　大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

6　一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与の認定若しくはＩＳＭＳ認証を取得している者又は個人情報保護の取扱いに関してこれらを取得している者と同等の信頼性を有すると認められる者であること。

7　業務開始日までに旅券の作成業務の経験者を二名以上確保すること。ただし、平成二十三年四月一日から入札公告の日までに、地方公共団体が発注する旅券の作成業務を履行した実績がある者はこの限りでない。

8　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

㈠　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

㈡　暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

㈢　暴力団員が役員となっている事業者

㈣　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

㈤　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

㈥　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

㈦　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

㈧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

三　契約条項を示す場所及び日時

1　場所　大分市高砂町二番五十号　ＯＡＳＩＳひろば２１　三階

大分県企画振興部パスポート室（パスポートセンター）

電話　〇九七―五三六―一七八六

ファクシミリ　〇九七―五三六―一四七六

2　日時　平成二十八年四月五日から同年四月二十八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四　入札説明書を交付する場所及び日時

1　場所　大分市高砂町二番五十号　ＯＡＳＩＳひろば２１　三階

大分県企画振興部パスポート室（パスポートセンター）

2　日時　平成二十八年四月五日から同年四月二十八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

五　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、大分県旅券作成等業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

1　提出書類

㈠　申請書

(二) 担当者届
(三) プライバシーマークの付与の認定若しくはＩＳＭＳ認証を取得していることを証明するものの写し又はプライバシーマーク若しくはＩＳＭＳ認証と同等の信頼性を有する個人情報の取扱いの実施に係る届出書等
(四) 平成二十三年四月一日から入札公告の日までに、地方公共団体が発注する旅券の作成業務を履行した実績がある場合には当該契約書の写し
(五) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書
(六) 会社概要に関する資料（パンフレット等）

2 申請書等の提出期限
平成二十八年四月二十六日（火）午後五時まで

3 申請書等の提出方法
持参又は郵送とする。
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県企画振興部パスポート室（パスポートセンター）に必着のこと。また、封筒に「大分県旅券作成等業務に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

4 提出部数
各一部

六 入札説明会
実施しない。

七 入札の場所及び日時等
1 場所 大分市高砂町二番五十号 ＯＡＳＩＳひろば２１ 四階 小会議室
2 日時 平成二十八年五月十日（火）午前十時

八 開札の場所及び日時等
1 場所 七の1に同じ
2 日時 平成二十八年五月十日（火）午前十時
3 再度入札 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第百六十七条の八第四項により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行うものとする。

九 落札者の決定方法
1 有効な入札書で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
2 落札者となるべき同価の入札者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

十 入札保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により入札保証金の全部を免除する。

十一 無効入札に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
1 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
2 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
3 本件の入札について、二以上の入札書を提出した者のした入札
4 本件の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
5 入札金額の訂正に訂正印のない入札
6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
7 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
8 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札
9 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

十二 最低制限価格に関する事項
設定しない。

十三 その他
1 その他の詳細は、入札説明書による。
2 本件入札及び契約に関する事務を担当する部局 大分県企画振興部パスポート室

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、昭和井路土地改良区（大分市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
平成二十八年四月五日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役名	氏名	住所

理事	大石利幸
	大分市大字市尾八八〇番地